

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 1 2 日

平成20年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 0 年 3 月 1 2 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成20年3月12日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成20年3月12日 午前11時45分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之		
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	6 番	宮 里 祐 司		
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 善 昇	5 番	金 城 英 雄
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	野 崎 康
	総 務 企 画 課 長	垣 花 健	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	税 政 課 長	大 城 晃	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		

平成20年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成20年3月12日午前10時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告について
2		行政報告について
3		会議録署名議員の指名について
4		会期の決定について
5		施政方針について
6		提出議案の説明について（議案第1号～議案第23号、同意第1号）

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成20年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告についてはお手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成20年3月●12日現在

1. 平成19年 12月26日、全員協議会（小嶺宏、琉僑ネット小嶺宏証人）
2. 平成19年 12月28日、全員協議会
3. 平成20年 1月 7日、愛媛県鬼北町 議長、運営委員会、来訪（教科書検定に関する現場調査）
4. 平成20年 1月11日、ホエールウォッチングオープンセレモニー（那覇空港2F、PM1時）
議員 参加
南部地区関係団体合同新年会18：00パシフィックホテル2F議長、
副議長参加
5. 平成20年 1月13日、成人式（議員参加、議長祝辞）
6. 平成20年 1月15日、全員協議会
7. 平成20年 1月23日、全員協議会
8. 平成20年 2月 4日、不信任議案提出
9. 平成20年 2月12日、定例会並びに町村議長研修会（沖縄ポートホテル15：00）
10. 平成20年 2月18日、臨時議会（午後2時）
11. 平成20年 2月20日、議長会定期総会（壺川ビル2F15：30分）
12. 平成20年 2月21日、議員研修会（浦添てだこホール1時20分）
13. 平成20年 2月26日、臨時議会（午前10時）
14. 平成20年 3月 6日、予算勉強会
15. 平成20年 3月12日、3月定例会12日～18日まで予定

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

行 政 報 告

平成20年3月12日現在

- | | |
|-------------|--------------|
| 平成19年12月26日 | 消防広域化推進検討委員会 |
| 27日 | 南部振興会理事会 |
| 平成20年 1月 2日 | 初興し |
| 3日 | 生年合同祝い |
| 5日 | 老人会新年会（座間味区） |
| 8日 | 座間味村消防団出初式 |

平成20年	1月10日	離島振興協議会役員会
	〃	市町村長研修会
	〃	市長会・町村会年始式
	11日	ホエールウォッチングフェスタオープニングセレモニー
	〃	南部地区関係団体合同新年会
	12日	阿嘉大橋トリムマラソン
1月	13日	座間味村成人式・祝賀会
	17日	和解協議
	〃	沖縄みなとを考える市町村懇談会
	18日	徴税についての意見交換会（県市町村課）
	〃	総合評価方式について（県技術管理室）
	〃	南部振興会理事会
	19日	村体育協会バスケットボール大会
	21日	宝クジラ化粧直し
	24日	ホエールウォッチング安全祈願
	25日	総合事務局那覇港湾空港事務所 津田所長来訪
	〃	村船員組合執行部長 面談
	〃	宮里法律事務所
	27日	視覚障害者マラソン沖縄大会
	29日	村学力向上推進実践発表会
	30日	平和ガイドブック発刊式
2月	1日	へり添乗会議
	4日	那覇空港島々紹介パネル展オープニング
	12日	南部広域市町村圏事務組合理事会
	〃	南部離島町村長、議長協議会役員会・総会
	〃	知事激励会
	14日	南部市町村会理事会
	〃	南部振興会理事会
	〃	過疎地域振興対策協議会理事会
	〃	離島振興協議会理事会
	〃	へり添乗会議
	15日	村産業祭り
	16日	村体育協会卓球大会
	18日	臨時議会
	19日	近藤、鎌田組ヨット競技北京オリンピック出場激励会
	20日	知事面談
	22日	「しま」取材
	23日	ホエールウォッチングフェスタ ツーリズム・フォーラム
	26日	南部市町村会総会
	〃	南部振興会評議員会

平成20年	2月26日	過疎地域振興協議会総会
	〃	離島振興協議会総会
	〃	離島フェア会議
	27日	県企画部長要請
	〃	県議会要請
	〃	自治功労賞伝達式
	〃	県町村会総会
	〃	土地開発公社理事会
	〃	地域振興対策協議会
	〃	対米請求権事業協会定例総会
	〃	国保連合会第2回通常総会
	28日	介護保険広域連合議会定例会
	～29日	
3月	7日	離海振取締役会
	11日	村内小中学校卒業式

おはようございます。平成20年第1回座間味村定例議会にあたりまして、去年12月20日から平成20年2月11日までの村長の動静についてをまとめております。皆さんに1枚で、裏表になっております。ひとつそのとおりでございますので、詳細の説明を省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これで、村長の行政報告を終わります。

日程第3. 会議録署名議員を指名します。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 金城善昇議員及び5番 金城英雄議員を指名します。

日程第4. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの7日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月18日までの7日間と決定いたしました。

日程第5. 施政方針を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

平成20年度施政方針

平成20年第1回座間味村定例議会の閉会にあたり、議員各位の日々のご精励に対し深く敬意を表します。

この度の議会は、平成20年度の村政運営の基本となります予算案をはじめ、多くの重要な案件について御審議をお願いするものでありますが、議案の御審議に先立ちまして、まず村政運営に当たっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、村長就任以来、地方自治の本旨に則り、「肝清さ、技清さ、島ぬ美らさ」を村政の基本理念に据え、豊かな自然環境の維持・増進に配慮しつつ、「自然にやさしく・自然を活かす島づくりーアクティブ・エコ

ロジー・アイランド」の実現に邁進してまいりました。

本年度は、環境の保全を核として、観光産業の更なる充実と関連する産業の振興を図り、住民福祉の向上に取組むとともに、次期総合計画策定に向けて、準備を進めてまいります。

1. 行財政改革の推進

現下の地方自治体を取り巻く環境を見ますと、「地方税財政制度改革」いわゆる三位一体の改革の実施や、「地方分権改革推進法」の施行など、大きな変換期を迎えております。これにより、地方は「自らの地域ことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という行政運営、自治の拡大の実現への転換がこれまで以上に強く求められています。

このことにより、人材や財政力の豊富な自治体におきましては、裁量権の拡大等により地域の実状に応じたまちづくりが可能となりますが、本村のような小規模な自治体や、財政基盤の弱い自治体では、今後住民福祉の後退や財政破綻の危険性が増すなど大変厳しい状況が危惧されております。

これらの課題や状況に対処するため、村においては、集中改革プランや職員の定員適正化計画等を策定し、自立した行財政運営に努めておりますが、医療費や公債費等の義務的経費の負担増、燃料高騰等により赤字となった航路事業特別会計などへの繰出金が増加傾向にあり、本村の行財政運営の大きな負担となっております。

平成20年度予算編成にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、一切の聖域を設けず、経常経費の徹底した見直しを行いました。また、特例措置として職員の給与を減額することとしております。職員一人一人が、今日の財政状況の危機感を十分に認識し、意識改革と行動により行財政課題を克服し、自立性の高い村づくりの確率を図る必要があると考えています。

平成20年度予算は、

一般会計において、10億4,646万4,000円

特別会計において、9億4,584万5,000円

の規模となっております。

地方税（住民税、固定資産税）は、都道府県や市町村（地方自治体）が、福祉や教育、消防、ゴミ処理といった様々な住民サービスを提供する上で重要な財源です。地域社会の会費を地域の住民が税という形で負担しあうことにより、住民生活に密着した地方行政が成り立っています。引き続き厳しい財政状況の下、納税者の公平性を維持し、税収の一層の確保が求められており、村税徴収計画の策定により更なる徴収強化を図り、住民の納税意識の高揚を高めることが最優先課題であると認識しております。

また、このように厳しい社会経済情勢の中にあって、「簡素で効率的な行政」を目指して、その基盤となる行財政改革をさらに推進していくこととしております。

市町村合併については、各自自治体がそれぞれの意思で決定していくことになっており、現在平成18年に設けられた構想市町村行政体制整備研究会において調査研究が進められているところであります。

本村としては、国は合併に関しては自治体の意見を尊重するとしながらも、地方分権に伴う事務移譲を推進している状況下においては、合併について真剣に検討し、議論を重ねていかなければならないと考えております。

2. 自然環境の保全

本村の恵まれた自然環境は、村づくりに欠かす事の出来ない重要な資源です。

平成18年には、その自然資源を護りつつ持続的な活用について協議することを目的に、渡嘉敷村と本村

のダイビング事業者や商工団体及び漁協等の関係団体と行政を網羅した「慶良間海域保全会議」が立ち上げられました。

平成19年度には会議の名称が「慶良間自然環境保全会議」と改められ、保全の対象となる自然資源の範囲が海域から陸域にも拡大されました。

村としましては、自然環境の保全について「慶良間自然環境保全会議」と協調しつつ鋭意取り組んでいくこととしています。

「慶良間自然環境保全会議」では、平成20年4月1日に施行されるエコツーリズム推進法による特定自然資源の指定及び活用方法の認定に向けた作業を進めており、村といたしましても、国への申請業務や認定後の条例化など、村の果たすべき役割を着実に果たしていきたいと考えています。

環境目的税につきましては、平成18年3月に「楽園ZAMAMI」プロジェクトで提案をし、本年度は「環境目的税を考える座間味村住民会議」を設置して住民の皆様の意見を伺ってきました。

住民会議では10ヶ月にわたった真摯な議論を行っていただき、アンケートの結果なども基にして近々ご提言をいただけるものと思いますので、提言の内容を参考にしながら、導入に向けて取り組みます。なお、導入する際は、住民会議の実績を踏まえ、環境目的税で実施する事業などに広く住民の声を反映する仕組みを構築したいと考えています。

3. 観光振興

本村の環境産業は、美しい自然景観と県都那覇市からのアクセスの優位性によって発展してきました。しかし、平成15年の96,294人をピークに増減を繰り返しつつも低迷状況が続いています。

本村の観光産業における最重要課題は、繁忙期と閑散期の入域客数の格差であります。この格差を解消し入域客の平準化を図るため、10月から12月の修学旅行誘致や1月から3月のホエールウォッチング等の事業に(株)21・ざまみや座間味村ホエールウォッチング協会と共に取り組んできました。

本年度は、これらの組織を核とした事業者参画による推進体制を整備し取り組みを強化してまいります。

4. 複合産業の確立

本村の産業は観光産業を核として成り立っており、これまで観光産業とリンクした農水産業との複合化に継続的に取り組んできましたが、未だ、その確立に至っておりません。

観光産業と農水産業との複合化については、生産者と消費者を結びつける流通の仕組みづくりが重要であり、村商工会が18年度に実施した「慶良間の世界」ブランドを更に展開すべく、継続して支援をしてまいります。

本年度は、次の2点について取り組みを強化してまいります。

1点目は、生産体制の構築であります。

農業においては、多くの農地が放置されている状況と、農地の借り受け需要を結びつける農業担い手を募集拡充し、生産体制の構築に取り組んでまいります。

また、水産業においては、漁業組合の経営改善に積極的に関与し水産業の振興を図ります。

2点目は、消費者の積極的な地元産品利用であります。

農水産業と商工会や民宿組合との連携を強化し、生産者と消費者双方が、地産地消へ主体的に関わる為の仕組みの構築に取り組んでまいります。

5. 廃棄物処理

ごみ焼却業務においては、昨年10月操業時に機器不具合により焼却作業が停止したことから、14月相当分のごみを保管する状況となりました。村民や観光客の皆様に変なご迷惑をかける事態になった事を真摯に受止め、可能な限り早期に、これらのごみを処理していく考えであります。

また、本年度で資源ごみリサイクルに向けた搬出体制が確立されましたので、分別、収集をさらに徹底し、資源化の向上を図って参ります。

可燃ごみにおいては、搬出されるごみの減量化について住民への啓発を高め、廃棄物の4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の更なる推進を図り、処理費用の削減に努めて参ります。

6. 水不足の解消

安定した水の供給は、本村の最も重要な課題の一つです。このため、座間味村渇水対策事業推進委員会及び座間味村簡易水道事業評価委員会を設置し、水道事業に関する事前評価及び事業の費用対効果分析について審議を行ってまいりました。

また、県がこれまで整備を進めていた水源流域保全事業（大河良堰）の完成に伴い、水源の種別を追加するための変更認可手続きを進めており、平成20年度より導水施設等の整備に着手して参ります。

一方、水道事業の経営状況は極めて悪化しており、事業の健全化を図るために水道料金改定に早急に取り組む必要があります。平成20年度において、村民に対し経営状況等を十分に説明し、本年度で改定を実施する考えであります。

7. 保健・医療・福祉サービスの充実

本格的な高齢社会の到来を迎え、誰もが安心して生活することのできる医療・福祉制度の確立に向けて、様々な制度の創設や見直しが行われています。高齢者については、本年4月より後期高齢者制度が新たに創設され、75歳以上の高齢者はこの制度の被保険者となりますので、村としては、住民への説明と相談の体制づくりを行い、制度の円滑な実施に取り組むこととしています。

介護保険制度については、平成19年11月からスタートした通所サービスの充実を図るとともに、平成18年度より開設している地域包括支援センターを活用し、介護予防教室の実施や介護保険、その他のサービスについての総合的な相談、支援事業を引き続き展開して参ります。

ご承知のとおり、沖縄県は肥満率及び糖尿病の死亡率が全国1位という結果がでています。本村においてもメタボリック症候群と診断された人が多く、働き盛り世代の健康問題や医療費への影響が大きな問題となっています。生活習慣病を予防し、医療費の増加を抑えるため、平成20年度から実施される「特定健康診査」の受診率の向上を図り、「特定保健指導」の実施体制を強化します。

また、本村地域は平成20年度より3年間、総務省の事業であるユビキタス特区の指定を受け、情報通信技術を活用したヘルスケアサポートの基盤整備が行なわれます。村も、事業者と協同して健康づくりを推進していきたいと考えています。

子どもたちへの保健・福祉の施策として、次世代を担う子ども達が健やかに生まれ、安心して子どもを産み育てることができるよう環境づくりが求められています。平成20年度は「こんにちは赤ちゃん事業」や「思春期教室開催」等、発達段階に応じた事業を積極的に進めるとともに、母体と胎児の健康を守る妊婦健康診査の公費負担分を2回から5回に増やし、出産に向けての経済的負担の軽減を図ります。

平成20年度は、第3期老人保健福祉計画並びに、障害者福祉計画の最終年度であり、事業計画に示された目標の達成に向けて、鋭意取り組んでいきます。新たな事業計画については、より住民のニーズに応えら

れるよう広く、住民のご意見を伺いながら、事業計画を策定したいと考えております。

8. インフラの整備

道路整備については、村道座間味～阿佐線の整備を進めてまいりましたが、財源の確保が難しく、一部開通に止まっております。

全線の整備については、財政状況の回復を待って実施することといたします。

港湾施設の整備については、利用者視点からの安全性と利便性等需要の把握に努め、県へ整備を求めてまいります。

一方、港湾施設を利用する船舶所有者に対して、主体的かつ責任ある利用についてお願いをしていきたいと考えています。

9. 教育

地域の特性を生かした教育活動をとおして、環境教育や体験学習及び平和学習ガイドブックを活用し、平和教育に取り組むとともに、外国人英語指導助手の配置や人材派遣事業（孺恋村交流学习事業、海外ホームステイ）を引き続き実施し、児童生徒の健全育成の強化に努めます。

また、幼児教育については、3歳児～5歳児保育を継続実施し、生活体験や遊びを中心とする集団生活に必要な態度の育成に努め、幼児教育の充実を図ります。

生涯学習については、急激な社会変化や多様化する地域住民のニーズに対応できる学習機会の提供に努めて参ります。

10. 航路事業

航路事業については、住民の生活航路としてまた産業航路として、常に安全航海をモットーに利用者の利便性の向上に努めて参ります。

特に、村の主要産業である観光産業の振興を図る上で重要な役割を担っていることを強く認識し、年々多様化する観光客のニーズに即しながら、利用客の増を図るため、効率的な運航形態の形成に努めます。

航路事業は、原油価格の高騰が続き現在の運賃体系では、厳しい経営状況になっており、代替燃料の利用等による経費の節減を検討すると共に適正な運賃の見直しを行います。同時に、村民の負担増の軽減といっそうの利用促進を図るため、回数券制度等による割引の実施を検討してまいります。

また、旅客サービス業であるという原点を常に意識し、接客マナーの向上を図るため、これまで以上に職員の意識改革を図り、お客様に対して「おはようございます・ありがとうございます・いらっしやいませ・さようなら・つぎもまたおこしてください」の声かけをする「おあいさつ運動」を徹底して行ってまいります。

11. 村民との対話

昨年度から開設いたしました「電子相談窓口」及び、従来からあります「行政サービス改善窓口」をとおして役場に対する要望、ご意見等を常時受け付け、サービスの向上を図って参ります。冒頭で申し上げました次期総合計画等の策定にあたっては、「むらづくり意見交換会」や「住民会議」のような住民参加の場を必要に応じて開催し、これまで以上に村民の意見が行政に反映されるよう取組んで参ります。

以上、厳しい財政状況の折、健全財政をめざしながら、元気な村づくりに向けた取り組みを推進してまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○ 議長（宮平秀保）

以上で、施政方針を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

日程第6．提出議案の説明を行います。

議案第1号から議案第23号、同意1号までの議案の説明を行います。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第1号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成19年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成20年2月21日
- 4 専決処分の理由 平成19年度国民健康保険事業特別会計において、当初見込みを大幅に上回る医療費の増に伴い、一般被保険者分の医療費負担金が増えたため予算に過不足が生じたことから、医療費負担金の財源の一部である一般会計からの繰出金を増額する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年3月12日提出

提出者 座間味村長 仲 村 三 雄

（提案理由）

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第10号）について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

【専決処分理由】

平成19年度国民健康保険事業特別会計において、当初見込みを大幅に上回る医療費の増に伴い、一般被保険者分の医療費負担金が増えたため予算に過不足が生じたことから、医療費負担金の財源の一部である一般会計からの繰出金を増額する必要が生じた。

医療費負担金の支払いに関しては、毎月確定額を国保連合会に支払うことから早急に補正予算を編成する必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成20年2月21日

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第10号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,674,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年2月21日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 利子割交付金		139	121	260
	1 利子割交付金	139	121	260
4 配当割交付金		176	68	244
	1 配当割交付金	176	68	244
5 株式等譲渡所得割交付金		109	△38	71
	1 株式等譲渡所得割交付金	109	△38	71
6 地方消費税交付金		9,901	△285	9,616
	1 地方消費税交付金	9,901	△285	9,616

款	項	補正前予算額	補正額	計
7 自動車取得税交付金		3,709	△414	3,295
	1 自動車取得税交付金	3,709	△414	3,295
8 地方特例交付金		401	388	789
	1 地方特例交付金	128	655	783
	2 特別交付金	273	△267	6
9 地方交付税		755,973	4,889	760,862
	1 地方交付税	755,973	4,889	760,862
12 国庫支出金		415,930	2,171	418,101
	2 国庫補助金	401,431	2,171	403,602
歳入合計		1,667,719	6,900	1,674,619

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 民生費		104,959	6,900	111,859
	1 社会福祉費	92,429	6,900	99,329
11 災害復旧費		0	0	0
	2 公共土木施設災害復旧費	0	0	0
歳出合計		1,667,719	6,900	1,674,619

議案第2号

専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

記

- 1 専決処分した内容 平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 2 専決処分の内容 別紙とおり
- 3 専決処分した日 平成20年2月21日
- 4 専決処分の理由 当初見込みを大幅に上回る医療費の増に伴い、一般被保険者分の医療費負担金が増え予算に過不足が生じた。また、老人医療拠出金の額が確定し当初の見込みを下回ったことから医療費負担金の財源である国、県の支出金の減額とあわせて一般会計からの繰入金の増額を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分した。

平成20年3月12日提出

提出者 座間味村長 仲 村 三 雄

(提案理由)

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について専決処分したので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成19年度座間味村国民健康保険会計補正予算(第3号) (別添)

【専決処分理由】

当初見込みを大幅に上回る医療費の増に伴い、一般被保険者分の医療費負担金が増え予算に過不足が生じた。また、老人医療拠出金の額が確定し当初の見込みを下回ったことから医療費負担金の財源である国、県の支出金の減額とあわせて一般会計からの繰入金を増額を行う必要が生じた。

医療費負担金の支払いに関しては、毎月確定額を国保連合会に支払うことから、早急に補正予算を編成する必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成20年2月21日

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,537千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,240千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年2月21日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 国民健康保険税		31,318	△1,000	30,318
	1 国民健康保険税	31,318	△1,000	30,318
3 国庫支出金		70,805	△17,655	53,150
	1 国庫負担金	46,843	△14,940	31,903
	2 国庫補助金	23,962	△2,715	21,247
5 県支出金		11,342	△782	10,560
	1 県負担金	11,342	△782	10,560
7 共同事業交付金		15,055	2,000	17,055
	1 共同事業交付金	15,055	2,000	17,055
8 繰入金		24,337	6,900	31,237
	1 一般会計繰入金	24,336	6,900	31,236
歳入合計		162,777	△10,537	152,240

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 保険給付費		68,091	13,848	81,939
	1 療養諸費	59,879	11,748	71,627
	2 高額療養費	6,010	2,100	8,110
3 老人保健拠出金		42,413	△25,147	17,266
	1 老人保健拠出金	42,413	△25,147	17,266
4 介護納付金		9,315	762	10,077
	1 介護納付金	9,315	762	10,077
歳出合計		162,777	△10,537	152,240

議案第3号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

平成19年4月1日より糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町の3市3町で進めている南部広域圏南斎場建設計画の推進を図るため、南部広域市町村圏事務組合理約の変更が必要であることから、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合理約（平成4年10月15日沖縄県指令総第713号認可）の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「広域的火葬場・斎場」を「いなんせ斎苑」に改め、同条に次の1号を加える。

- (14) 南斎場建設計画に関する事（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。

別表第2中

第3条第1号から第12号までの負担金	均等割	30%
	人口割	70%
第3条第13号中建設に係る負担金	人口割	100%
第3条第13号中管理運営に係る負担金	利用実績割	100%

を

に改める。

第3条第1号から第12号までの負担金	均等割	30%
	人口割	70%
第3条第13号中建設に係る負担金	人口割	100%
第3条第13号中管理運営に係る負担金	利用実績割	100%
第3条第14号に係る負担金	均等割	30%
	人口割	70%

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

議案第4号

座間味村後期高齢者医療に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第1号の規定により、座間味村後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第1項（保険料）、第107条第1項（徴収の方法）、第109条（納期）等の規定に基づき、座間味村後期高齢者医療に関する条例を新規に制定する必要がある。

議案第5号

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第1号の規定により、座間味村国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

（提案理由）

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、後期高齢者等支援金の税額等を条例で定める必要がある。

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成20年3月12日

条例第2号

第2条第1項中「要する費用（」次に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」を加え、「」に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」の次に「及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

第5条の2を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、1世帯について次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）。次号、第7条の3及び第

15条において同じ。)以外の世帯16,000円

2 特定世帯8,000円

第16条を第18条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第15条中「同条第3項本文」を「第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額並びに同条第4項本文」に、「ハ及びニ」を「ホ及びヘ」に、同条第1号ロを次のように改める。

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯11,200円

(2) 特定世帯5,600円

第15条第1号ニを同号へとし、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,220円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯2,730円

(2) 特定世帯1,365円

第15条第2号中「納税義務者を除く。）」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同条同2号ロを次のように改める。

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯8,000円

(2) 特定世帯4,000円

第15条第2号ニを同号へとし、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,300円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯1,950円

(2) 特定世帯975円

第15条第3号中「に被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同条同3号ロを次のように改める。

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯以外の世帯3,200円

(2) 特定世帯1,600円

第15条第3号ニを同号ヘとし、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

- ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について920円
- ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (1) 特定世帯以外の世帯780円
 - (2) 特定世帯390円

第12条中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「第13条第1項」を「第15条第1項」にし、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に、同条第4項中「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に、同条第6項中「第6条第1号から第5号」を「第6条第1号から第8号」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条●とし、第8条を第10条とする。

第7条、第7条の2及び第7条の3中「第2条第3項」を「第2条第4項」とし、第7条を第9条とし、第7条の2を第9条の2とし、第7条の3を第9条の3とする。

第6条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改め、同条を第8条とし、第5条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の6.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 1 特定世帯以外の世帯3,900円
- 2 特定世帯1,950円

附則第2項中「被保険者」の次に、「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附則第3項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第13条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第15条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附則第4項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加える。

附則第5項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第13条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第15条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附則第6項、第7項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加える。

附則第8項、第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第3条及び第13条第1項」を「第3条、第6条、第8条及び第15条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第6号

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の 一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、県の助成を受けて行う本村の事業についても、条例の一部を改正する必要がある。

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

平成20年3月12日

条例第3号

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年3月25日条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1)生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2)児童福祉法第27条に規定する里親に委託されている者
- (3)前項各号に規定する対象者又は医療保険各法による被保険者その他これを準ずる者が負担すべき医療費の額の全てを、国又は地方公共団体において負担している施設に入所している者（一部負担金が発生する者を除く）
- (4)規則で定める他の医療費助成事業等により医療費の助成をうけることができる者

附 則

この条例は平成20年4月1日から施行する。

議案第7号

座間味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

障害者自立支援法の施行による、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の改正並びに、老人保健法（昭和57年法律第80号）の題名及び条項の一部改正に伴い座間味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例を改正する必要がある。

座間味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

平成20年3月12日

条例第4号

座間味村重度心身障害者（児）医療費助成条例（平成3年3月12日条例第8号）の一部を次のように改正する

第2条第1項中「入院時食事療養費等」を削り、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第3条第1項（2）中「入院時食事療養費等」を削り、「老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条」を「高齢者の医療の確保に関する法律第64条」に改める。

第4条第1項（1）中「身体障害者更生援護施設等」を「身体及び知的障害者更生援護施設等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療費の助成について適用し、同月前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第8号

座間味村職員の給与の特例に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成20年3月12日

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

財源確保のため職員の給与を一定期間減額することから、座間味村職員の給与の特例に関する条例を制定するため議会の議決を必要とする。

座間味村職員の給与の特例に関する条例

平成20年3月12日
条例第5号

（給与の減額）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例第1号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号から第3号までに規定する給料表の適用を受ける職員の給与月額、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、給与条例第3条から第6条までの規定に関わらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未

満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、地方自治法第204条第2項に規定する退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。また、平成20年6月及び平成20年12月に支給する期末・勤勉手当の額の算出については、基礎額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額を基礎額とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議案第9号

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年6月20日条例第24号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

行財政改革を推進するため、座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等を改正する必要がある。

座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例

平成20年3月12日

条例第6号

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和47年6月20日条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中、議 長 「月額 204,000円」を「月額 189,000円」に、
副議長 「月額 170,000円」を「月額 158,000円」に、
議 員 「月額 157,000円」を「月額 146,000円」に、改める

附 則

この条例は、平成20年4月1日より施行する。

議案第10号

有価証券の処分について

下記有価証券を処分することについて、地方自治法（平成22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1 有価証券の種別・数量 | 琉球エアークommューター株式会社株券・二百株 |
| 2 額 | 面 10,000,000円 |

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

琉球エアークommューターは平成18年3月を持って那覇空港と慶良間空港間の運航を廃止しており、その株式を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決が必要である。

議案第11号

平成19年度座間味村一般会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村一般会計補正予算（第11号）

平成19年度座間味村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,677,445千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出●補正予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
9 地方交付税		760,862	998	761,860
	1 地方交付税	760,862	998	761,860
11 使用料及び手数料		47,793	571	48,364
	1 使用料	43,327	571	43,898
12 国庫支出金		418,101	△2,050	416,051
	1 国庫負担金	11,059	△2,995	8,064
	2 国庫補助金	403,602	945	404,547
13 県支出金		59,560	3,085	62,645
	1 県負担金	6,677	3,085	9,762
18 諸収入		11,550	222	11,772
	4 雑収入	11,545	222	11,767
歳入合計		1,674,619	2,826	1,677,445

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 民生費		111,859	505	112,364
	1 社会福祉費	99,329	505	99,834
4 衛生費		164,409	1,454	165,863
	1 保健衛生費	86,200	1,454	87,654
6 農林水産業費		86,932	296	87,228
	1 農業費	25,598	296	25,894
10 教育費		158,056	571	158,627
	2 小学校費	31,955	571	32,526
歳出合計		1,674,619	2,826	1,677,445

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	村道座間味阿佐線道路改良事業	186,145
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	村道慶留間阿嘉線災害復旧事業	115,280

議案第12号

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成19年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,575千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出●補正予算」による。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 国庫支出金		53,150	1,300	54,450
	2 国庫補助金	21,247	1,300	22,547
8 繰入金		31,237	275	31,512
	1 一般会計繰入金	31,236	275	31,511
歳入合計		152,240	1,575	153,815

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
1 総 務 費		14,928	1,575	16,503
	1 総 務 管 理 費	14,839	1,575	16,414
歳 出 合 計		152,240	1,575	153,815

議案第13号

平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成19年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
5 繰 入 金		4,103	296	4,399
	1 繰 入 金	4,103	296	4,399
歳 入 合 計		4,661	296	4,957

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		2,984	296	3,280
	1 農業集落排水事業費	2,984	296	3,280
歳 出 合 計		4,661	296	4,957

議案第14号

平成20年度座間味村一般会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村一般会計予算

平成20年度座間味村一般会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,046,464千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 村 税		82,242
	1 村 民 税	30,367
	2 固 定 資 産 税	44,468
	3 軽 自 動 車 税	2,256
	4 村 た ば こ 税	5,151
2 地 方 譲 与 税		9,953
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	7,361
	2 地 方 道 路 譲 与 税	2,574
	3 航 空 燃 料 譲 与 税	18
3 利 子 割 交 付 金		234
	1 利 子 割 交 付 金	234
4 配 当 割 交 付 金		181
	1 配 当 割 交 付 金	181
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		71
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	71
6 地 方 消 費 税 交 付 金		9,471
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,471
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		3,363
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,363
8 地 方 特 例 交 付 金		833
	1 地 方 特 例 交 付 金	827
	2 特 別 交 付 金	6
9 地 方 交 付 税		755,695
	1 地 方 交 付 税	755,695
10 分 担 金 及 び 負 担 金		337
	1 分 担 金	1
	2 負 担 金	336
11 使 用 料 及 び 手 数 料		45,274
	1 使 用 料	41,835
	2 手 数 料	3,439

款	項	金額
12 国庫支出金		13,293
	1 国庫負担金	7,092
	2 国庫補助金	2,846
	3 国庫委託金	3,355
13 県支出金		56,324
	1 県負担金	11,099
	2 県補助金	14,063
	3 県委託金	31,162
14 財産収入		10,307
	1 財産運用収入	306
	2 財産売却収入	10,001
15 寄附金		1
	1 寄附金	1
16 繰入金		5,013
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	5,012
17 繰越金		7,000
	1 繰越金	7,000
18 諸収入		8,892
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑収入	8,887
19 村債		37,980
	1 村債	37,980
歳入合計		1,046,464

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		33,489
	1 議会費	33,489

款	項	金額
2 総務費		160,880
	1 総務管理費	129,725
	2 徴税費	16,565
	3 戸籍住民基本台帳費	7,226
	4 選挙費	5,677
	5 統計調査費	714
	6 監査委員費	973
3 民生費		106,730
	1 社会福祉費	96,268
	2 児童福祉費	10,460
	3 生活保護費	1
4 衛生費		131,239
	1 保健衛生費	62,728
	2 清掃費	68,511
	3 災害救助費	1
5 労働費		1,313
	1 失業対策費	1,313
6 農林水産業費		77,032
	1 農業費	21,356
	2 林業費	19,411
	3 水産業費	36,265
7 商工費		18,956
	1 商工費	18,956
8 土木費		94,960
	1 土木管理費	10,512
	2 道路橋りょう費	7,664
	3 河川費	8,459
	4 港湾費	3,804
	5 下水道費	41,451
	6 住宅費	2,101
7 空港費	20,969	
9 消防費		6,547
	1 消防費	6,547

款	項	金額
10 教 育 費		151,095
	1 教 育 総 務 費	61,024
	2 小 学 校 費	28,179
	3 中 学 校 費	12,586
	4 幼 稚 園 費	23,872
	5 社 会 教 育 費	3,805
	6 保 健 体 育 費	21,629
11 災 害 復 旧 費		11
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1
12 公 債 費		263,705
	1 公 債 費	263,705
13 諸 支 出 金		7
	1 普 通 財 産 取 得 費	4
	2 公 営 企 業 費	1
	3 基 金 費	2
14 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	1,046,464

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	34,077	証書借入又は証券発行	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換えする事ができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。
造 林 事 業	3,900			
計	37,977			

議案第15号

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,861千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することが

できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		30,956
	1 国民健康保険税	30,956
2 分担金及び負担金		88
	1 負担金	88
3 使用料及び手数料		3
	1 使用料	1
	2 手数料	2
4 国庫支出金		53,099
	1 国庫負担金	33,428
	2 国庫補助金	19,671
5 療養給付費交付金		1,789
	1 療養給付費交付金	1,789
6 前期高齢者交付金		1
	1 前期高齢者交付金	1
7 県支出金		13,736
	1 県負担金	995
	2 県補助金	12,741
8 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
9 共同事業交付金		13,965
	1 共同事業交付金	13,965
10 繰入金		19,211
	1 一般会計繰入金	19,210
	2 基金繰入金	1

款	項	金額
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		11
	1 延滞金及び過料	3
	2 預金利子	2
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	5
歳入合計		132,861

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		10,270
	1 総務管理費	10,199
	2 徴税費	32
	3 運営協議会費	38
	4 趣旨普及費	1
2 保険給付費		58,799
	1 療養諸費	52,913
	2 高額療養費	5,084
	3 出産育児諸費	700
	4 葬祭諸費	100
	5 移送費	2
3 後期高齢者支援金等		18,315
	1 後期高齢者支援金等	18,315
4 前期高齢者納付金等		9
	1 前期高齢者納付金等	9
5 老人保健拠出金		8,870
	1 老人保健拠出金	8,870
6 介護納付金		10,487
	1 介護納付金	10,487
7 共同事業拠出金		20,608
	1 共同事業拠出金	20,608
8 保健事業費		5,496
	1 特定健康診査等事業費	1,462
	2 保健事業費	4,034

款	項	金額
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		2
	1 公債費	2
11 諸支出金		3
	1 償還金及び還付加算金	3
12 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		132,861

議案第16号

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計予算

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,194千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		6,114
	1 支払基金交付金	6,114
2 国庫支出金		4,050
	1 国庫負担金	4,050
3 県支出金		1,013
	1 県負担金	1,013
4 繰入金		1,009
	1 一般会計繰入金	1,009
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑収入	4
歳入	合計	12,194

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 医療諸費		12,189
	1 医療諸費	12,189
2 諸支出金		4
	1 償還金	3
	2 諸支出金	1
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出	合計	12,194

議案第17号

平成20年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,309千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		6,001
	1 後期高齢者医療保険料	6,001
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 寄附金		2
	1 寄附金	2
4 繰入金		5,291
	1 一般会計繰入金	5,291
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		12
	1 延滞料、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 預金利子	1
	4 貸付金元利収入	2
	5 雑収入	5
歳入合計		11,309

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,026
	1 総 務 管 理 費	873
	2 徴 収 費	153
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,279
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,279
3 諸 支 出 金		3
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		11,309

議案第18号

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,823千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業収入		45,283
	1 営業収入	45,283
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		40,733
	1 繰入金	40,733
4 国庫支出金		29,202
	1 国庫補助金	29,202
5 県支出金		1
	1 県補助金	1
6 諸収入		2
	1 雑収入	2
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 村債		14,600
	1 村債	14,600
歳入合計		129,823

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		69,468
	1 営業費	69,468
2 公債費		60,354
	1 公債費	60,354
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		129,823

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
座間味地区簡易水道整備事業	14,600	証書借入又は証券発行	年10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換えをすることができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。
計	14,600			

議案第19号

平成20年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成20年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,226千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 負担金	1
2 下水道収入		9,770
	1 下水道収入	9,770
3 国庫支出金		1
	1 国庫支出金	1
4 繰入金		41,451
	1 繰入金	41,451
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		51,226

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道事業費		10,727
	1 下水道事業費	10,727
2 公債費		40,498
	1 公債費	40,498
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		51,226

議案第20号

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,930千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	1
2 事 業 収 入		5,840
	1 下 水 道 料 金	5,840
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1
	1 県 補 助 金	1
5 繰 入 金		33,085
	1 繰 入 金	33,085
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 村 債		1
	1 村 債	1
歳 入 合 計		38,930

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		14,622
	1 事 業 費	14,622
2 公 債 費		24,307
	1 公 債 費	24,307
3 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出	合 計	38,930

議案第21号

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,087千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金及び負担金	1
2 事業収入		480
	1 下水道料金	480
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 繰入金		4,601
	1 繰入金	4,601
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 村債		2
	1 村債	2
歳入合計		5,087

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		2,835
	1 農業集落排水事業費	2,835
2 公債費		2,251
	1 公債費	2,251
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		5,087

議案第22号

平成20年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村航路事業特別会計予算

平成20年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ547,863千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		547,858
	1 運航収入	546,354
	2 営業収益	1,501
	3 営業外収益	3
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 村債		4
	1 村債	4
歳入合計		547,863

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運 航 費 用		331,537
	1 旅 客 費	4,269
	2 自 動 車 航 送 取 扱 費	338
	3 貨 物 費	251
	4 郵 便 取 扱 費	101
	5 燃 料 潤 滑 油 費	129,719
	6 養 缶 水 費	1,204
	7 港 費	2,996
	8 雑 費	1,233
	9 船 費	191,426
2 営 業 費 用		126,004
	1 保 險 料	2,307
	2 減 価 償 却 費	1
	3 船 舶 用 船 料	57,862
	4 航 路 附 属 施 設 費	1,933
	5 店 費	63,901
3 財 産 費		4
	1 普 通 財 産 費	3
	2 積 立 費	1
4 事 業 税 費		14,000
	1 営 業 外 費 用	14,000
5 公 債 費		75,818
	1 公 債 費	75,818
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		547,863

議案第23号

座間味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第1号の規定により、座間味村国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、議会の議決を求める。

平成20年3月12日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

(提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、葬祭費の支給に関し、「併給調整」に関する規定を設ける必要がある。

同意第1号

座間味村教育委員会委員の同意について

下記の者を座間味村教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿佐117番地

氏 名 市 村 志 津 子

平成20年3月12日

座間味村長 仲 村 三 雄

提案の理由

教育委員会委員1人が平成20年3月31日で任期満了となるので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

○ 議長（宮平秀保）

以上で提出議案の説明は終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時●45分）